

四日市市告示第622号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月21日

四日市市長 森 智 広

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和6年四日市市告示第156号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3 (略)	第3 (略)
1 (略)	1 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「性能向上計画認定」という。)に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は <u>第18条第22項若しくは第26項</u> に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)	(2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「性能向上計画認定」という。)に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は <u>第18条第18項</u> に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。